

平成 23 年 度

名古屋 市 各 会 計 予 算

目 次

(一般会計)

平成23年第 1 号議案	平成23年度名古屋市一般会計予算	1頁
--------------	------------------------	----

(特別会計)

平成23年第 2 号議案	平成23年度名古屋市国民健康保険特別会計予算	17頁
平成23年第 3 号議案	平成23年度名古屋市後期高齢者医療特別会計予算	21頁
平成23年第 4 号議案	平成23年度名古屋市介護保険特別会計予算	23頁
平成23年第 5 号議案	平成23年度名古屋市母子寡婦福祉資金貸付金特別会計予算 ..	27頁
平成23年第 6 号議案	平成23年度名古屋市農業共済事業特別会計予算	29頁
平成23年第 7 号議案	平成23年度名古屋市市場及びと畜場特別会計予算	31頁
平成23年第 8 号議案	平成23年度名古屋市土地区画整理組合貸付金特別会計予算 ..	37頁
平成23年第 9 号議案	平成23年度名古屋市市街地再開発事業特別会計予算	39頁
平成23年第10号議案	平成23年度名古屋市墓地公園整備事業特別会計予算	43頁
平成23年第11号議案	平成23年度名古屋市基金特別会計予算	47頁
平成23年第12号議案	平成23年度名古屋市用地先行取得特別会計予算	53頁
平成23年第13号議案	平成23年度名古屋市公債特別会計予算	57頁

(公営企業会計)

平成23年第14号議案	平成23年度名古屋市病院事業会計予算	61頁
平成23年第15号議案	平成23年度名古屋市水道事業会計予算	65頁
平成23年第16号議案	平成23年度名古屋市工業用水道事業会計予算	69頁
平成23年第17号議案	平成23年度名古屋市下水道事業会計予算	73頁
平成23年第18号議案	平成23年度名古屋市自動車運送事業会計予算	77頁
平成23年第19号議案	平成23年度名古屋市高速度鉄道事業会計予算	81頁

一 般 会 計

平成 23 年度名古屋市一般会計予算

平成 23 年度名古屋市一般会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1,049,914,375 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

（繰越明許費）

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 213 条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 2 表繰越明許費」による。

（債務負担行為）

第 3 条 地方自治法第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 3 表債務負担行為」による。

（地方債）

第 4 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 4 表地方債」による。

（一時借入金）

第 5 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、160,000,000 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第6条 歳出予算の各項に計上した給料、職員手当等及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合は、地方自治法第220条第2項ただし書の規定によりこれらの各項の経費の金額を同一款内の各項の間で流用することができることと定める。

平成23年3月24日提出

名古屋市長 河 村 た か し

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額 千円
1 市 税		487,184,937
	1 市 民 税	211,442,937
	2 固 定 資 産 税	200,311,000
	3 軽 自 動 車 税	1,655,000
	4 市 た ば こ 税	15,953,000
	5 特 別 土 地 保 有 税	1,000
	6 事 業 所 税	15,329,000
	7 都 市 計 画 税	42,493,000
2 地 方 譲 与 税		6,548,000
	1 地 方 揮 発 油 譲 与 税	2,507,000
	2 自 動 車 重 量 譲 与 税	3,364,000
	3 地 方 道 路 譲 与 税	1,000
	4 特 別 と ん 譲 与 税	583,000
	5 航 空 機 燃 料 譲 与 税	1,000
	6 石 油 ガ ス 譲 与 税	92,000
3 県 税 交 付 金		44,322,000
	1 利 子 割 交 付 金	1,490,000
	2 配 当 割 交 付 金	738,000
	3 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	363,000
	4 地 方 消 費 税 交 付 金	27,131,000
	5 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	90,000
	6 自 動 車 取 得 税 交 付 金	3,030,000
	7 軽 油 引 取 税 交 付 金	11,480,000
4 国 有 提 供 施 設 等 所 在 市 町 村 助 成 交 付 金		7,000
	1 国 有 提 供 施 設 等 所 在 市 町 村 助 成 交 付 金	7,000

款	項	金 額 千円
5 地 方 特 例 交 付 金		4,720,000
	1 地 方 特 例 交 付 金	4,720,000
6 地 方 交 付 税		4,500,000
	1 地 方 交 付 税	4,500,000
7 交通安全対策特別交付金		1,000,000
	1 交通安全対策特別交付金	1,000,000
8 使 用 料 及 び 手 数 料		45,269,789
	1 使 用 料	33,435,120
	2 手 数 料	7,176,154
	3 診 療 収 入	1,925,641
	4 介 護 収 入	1,807,418
	5 支 援 収 入	925,456
9 国 庫 支 出 金		160,901,201
	1 負 担 金	137,790,370
	2 補 助 金	22,415,207
	3 委 託 金	695,624
10 県 支 出 金		41,874,689
	1 負 担 金	19,460,498
	2 補 助 金	18,538,388
	3 委 託 金	3,875,803
11 財 産 収 入		7,564,595
	1 財 産 運 用 収 入	1,649,080
	2 財 産 売 払 収 入	5,915,515
12 寄 附 金		290,000
	1 寄 附 金	290,000
13 繰 入 金		10,573,595
	1 他 会 計 繰 入 金	10,573,595

款	項	金 額 千円
14 繰越金		1
	1 繰越金	1
15 諸収入		141, 513, 568
	1 延滞金、加算金及び過料	405, 502
	2 預金利子	19, 774
	3 他会計貸付金元利収入	931, 058
	4 貸付金元利収入	101, 151, 312
	5 受託事業収入	791, 015
	6 収益事業収入	12, 245, 731
	7 雑収入	25, 969, 176
16 市債		93, 645, 000
	1 市債	93, 645, 000
歳入合計		1, 049, 914, 375

歳 出

款	項	金 額 千円
1 議 会 費		2,758,165
	1 議 会 費	2,758,165
2 総 務 費		52,862,578
	1 総 務 管 理 費	27,388,274
	2 財 務 管 理 費	10,388,351
	3 選 挙 費	635,802
	4 統 計 調 査 費	326,645
	5 徴 税 費	14,123,506
3 健 康 福 祉 費		278,360,998
	1 社 会 福 祉 費	60,253,537
	2 老 人 福 祉 費	51,375,421
	3 生 活 保 護 費	91,860,172
	4 災 害 救 助 費	49,489
	5 国 民 年 金 費	901,347
	6 国 民 健 康 保 険 費	24,875,915
	7 介 護 保 険 費	20,102,021
	8 公 衆 衛 生 費	9,364,122
	9 環 境 衛 生 費	10,837,376
	10 保 健 所 費	8,207,136
	11 衛 生 研 究 所 費	534,462
4 子 ど も 青 少 年 費		134,697,949
	1 子 ど も 青 少 年 費	134,697,949
5 環 境 費		37,776,776
	1 環 境 保 全 費	5,960,442
	2 環 境 事 業 費	31,816,334
6 市 民 経 済 費		117,278,022

款	項	金 額 千円
	1 市 民 生 活 費	4,407,252
	2 文 化 振 興 費	3,085,225
	3 区 役 所 費	15,404,383
	4 産 業 費	90,058,752
	5 観 光 費	3,051,824
	6 工 業 研 究 所 費	1,270,586
7 緑 政 土 木 費		64,221,581
	1 土 木 管 理 費	8,186,835
	2 道 路 橋 り よ う 費	20,756,918
	3 街 路 費	8,514,203
	4 治 水 費	5,785,365
	5 緑 政 費	19,535,603
	6 農 政 費	1,442,657
8 住 宅 都 市 費		57,310,774
	1 都 市 計 画 費	34,580,364
	2 住 宅 費	22,730,410
9 消 防 費		28,081,611
	1 消 防 費	28,081,611
10 教 育 費		73,929,285
	1 教 育 総 務 費	8,404,281
	2 小 学 校 費	19,743,574
	3 中 学 校 費	9,502,126
	4 高 等 学 校 費	10,885,360
	5 幼 稚 園 費	1,706,297
	6 特 別 支 援 学 校 費	610,761
	7 大 学 費	7,101,000
	8 私 学 振 興 費	3,108,224

款	項	金 額 千円
	9 生涯学習費	8,638,155
	10 体育費	4,229,507
11 公債費		140,614,324
	1 公債費	140,614,324
12 諸支出金		61,922,312
	1 公営企業会計支出金	61,922,312
13 予備費		100,000
	1 予備費	100,000
歳 出 合 計		1,049,914,375

第 2 表 繰越明許費

款	項	事 業 名	金 額 千円
7 緑政土木費	2 道路橋りよう費	道路・橋りようの整備	700,000
	3 街路費	街路の整備	1,200,000
	4 治水費	河川・排水路の整備	800,000
	5 緑政費	公園の整備	200,000
8 住宅都市費	1 都市計画費	地区整備	1,100,000
		土地区画整理事業	500,000
	2 住宅費	住宅の建設	500,000

第 3 表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額 千円
福祉総合情報システムの改修	平成24年度	8, 000
生活保護システムの改修	平成24年度	3, 000
重症心身障害児者施設建設の設計	平成24年度	48, 000
福祉医療システムの改修	平成24年度	6, 000
熱田福祉会館移転改築の設計	平成24年度	8, 000
国民年金システムの改修	平成24年度	2, 000
健康増進支援システムの開発	平成24年度	194, 000
クオリティライフ21城北医療情報システムの整備	平成24年度	35, 000
動物愛護センターの改修工事	平成24年度	74, 000
新斎場建設の設計	平成24年度	84, 000
中保健所の移転改修工事	平成24年度	250, 000
中川保健所の電気設備改修工事	平成24年度	14, 000
名東保健所の空調設備改修工事	平成24年度	4, 000
児童福祉システムの改修	平成24年度	4, 000
熱田児童館移転改築の設計	平成24年度	6, 000
新清掃工場建設に係る環境影響評価現況調査	平成24年度 から 平成25年度 まで	112, 000

事 項	期 間	限 度 額 千円
住民記録システムの改修	平成24年度	60, 000
中川区役所の電気設備改修工事	平成24年度	53, 000
緑区役所の電気設備改修工事	平成24年度	48, 000
名東区役所の空調設備改修工事	平成24年度	16, 000
楠支所仮設事務所の借上げ	平成24年度	39, 000
南陽支所仮設事務所の借上げ	平成24年度	30, 000
志段味支所仮設事務所の借上げ	平成24年度	29, 000
稲葉地コミュニティセンターの建設	平成24年度	55, 000
新明コミュニティセンターの建設	平成24年度	62, 000
瑞穂コミュニティセンターの建設	平成24年度	60, 000
船方コミュニティセンターの建設	平成24年度	54, 000
福春コミュニティセンターの建設	平成24年度	58, 000
笠寺コミュニティセンターの建設	平成24年度	58, 000
都市型工業団地 3 号団地建設に係る名古屋産業振興公社の愛知県からの中小企業高度化資金借入に対する損失補償	平成23年度 から 平成31年度 まで	愛知県が当該貸付金の全部又は一部を回収できないことにより損失を受けたときは、627, 000千円を限度として補償する。
舗装道の補修	平成24年度	600, 000
側溝改良	平成24年度	39, 000
中川橋の仮橋工事	平成24年度	220, 000

事 項	期 間	限 度 額 千円
東海旅客鉄道東海道本線山崎川橋りよ うの改築	平成24年度 から 平成28年度 まで	1, 800, 000
排水施設整備	平成24年度	100, 000
荒子川ポンプ所のポンプ設備更新工事	平成24年度	161, 000
戸田茶屋ポンプ所の改築	平成24年度	1, 258, 000
東茶屋調節池の整備	平成24年度	1, 004, 000
東山動植物園獣舎等の建設	平成24年度	1, 004, 000
東山動植物園温室の保存調査	平成24年度	24, 000
東山動植物園園内連絡橋の改築	平成24年度	105, 000
揚輝荘聴松閣の修復整備	平成24年度	438, 000
住宅の建設	平成24年度 から 平成25年度 まで	2, 528, 000
市営住宅の耐震改修工事	平成24年度 から 平成25年度 まで	680, 000
志段味東小学校の改築	平成24年度 から 平成26年度 まで	1, 604, 000
中学校校舎の増築	平成24年度	94, 000
緑生涯学習センターの空調等設備改修 工事	平成24年度	74, 000
見晴台考古資料館の空調設備改修工事	平成24年度	33, 000

事 項	期 間	限 度 額 千円
公共用地先行取得(財政局所管分)	平成24年度 から 平成33年度 まで	581,000 外に利息等相当額
公共用地先行取得(緑政土木局所管分)	平成24年度 から 平成33年度 まで	552,000 外に利息等相当額

(変 更 分)

事 項	変 更 前		変 更 後	
	期 間	限 度 額 千円	期 間	限 度 額 千円
名古屋市土地開発公社の事業資金借入金に対する債務保証 (平成22年第1号議決)	平成22年度 から 平成29年度 まで	64,000,000 外に利息相当額	平成23年度 から 平成30年度 まで	60,000,000 外に利息相当額
民間社会福祉施設整備資金融資に係る取扱金融機関に対する損失補償 (平成22年第1号議決)	平成22年度 から 平成30年度 まで	金融機関が資金の貸付を行うにあたり当該貸付金の全部又は一部を回収できないことにより損失を受けたときは、 901,000千円を限度として補償する。	平成23年度 から 平成30年度 まで	金融機関が資金の貸付を行うにあたり当該貸付金の全部又は一部を回収できないことにより損失を受けたときは、 601,000千円を限度として補償する。
名古屋都市整備公社の事業資金借入金に対する損失補償 (平成22年第1号議決)	平成22年度 から 平成30年度 まで	金融機関が当該貸付金の全部又は一部を回収できないことにより損失を受けたときは、 1,768,780千円及び利息相当額を限度として補償する。	平成23年度 から 平成30年度 まで	金融機関が当該貸付金の全部又は一部を回収できないことにより損失を受けたときは、 1,556,260千円及び利息相当額を限度として補償する。
大曽根土地区画整理事業に伴う移転資金特別融資に係る取扱金融機関に対する損失補償 (平成22年第1号議決)	平成22年度 から 平成35年度 まで	金融機関が当該貸付金の全部又は一部を回収できないことにより損失を受けたときは、 1,015千円を限度として補償する。	平成23年度 から 平成35年度 まで	金融機関が当該貸付金の全部又は一部を回収できないことにより損失を受けたときは、 963千円を限度として補償する。
金山北地区施設整備に係る名古屋都市整備公社の株式会社日本政策投資銀行等からの借入金に対する損失補償 (平成22年第1号議決)	平成22年度 から 平成31年度 まで	株式会社日本政策投資銀行等が当該貸付金の全部又は一部を回収できないことにより損失を受けたときは、 1,319,364千円及び利息相当額を限度として補償する。	平成23年度 から 平成31年度 まで	株式会社日本政策投資銀行等が当該貸付金の全部又は一部を回収できないことにより損失を受けたときは、 1,055,556千円及び利息相当額を限度として補償する。

事 項	変 更 前		変 更 後	
	期 間	限 度 額 千円	期 間	限 度 額 千円
金山南ビル建設に係る名古屋都市整備公社の民間借入金に対する損失補償 (平成22年第1号議決)	平成22年度 から 平成35年度 まで	金融機関が当該貸付金の全部又は一部を回収できないことにより損失を受けたときは、 4,571,744千円及び利息相当額を限度として補償する。	平成23年度 から 平成35年度 まで	金融機関が当該貸付金の全部又は一部を回収できないことにより損失を受けたときは、 4,216,348千円及び利息相当額を限度として補償する。
名古屋高速道路公社の民間借入金に対する債務保証 (平成22年第1号議決)	平成22年度 から 平成43年度 まで	256,869,000 外に利息相当額	平成23年度 から 平成44年度 まで	261,812,000 外に利息相当額
名古屋高速道路公社の国からの借入金に対する債務保証 (平成22年第1号議決)	平成22年度 から 平成42年度 まで	134,877,000	平成23年度 から 平成43年度 まで	129,042,000
名古屋市住宅供給公社の事業資金借入金に対する損失補償 (平成22年第1号議決)	平成22年度 から 平成29年度 まで	金融機関が当該貸付金の全部又は一部を回収できないことにより損失を受けたときは、 6,500,000千円及び利息相当額を限度として補償する。	平成23年度 から 平成30年度 まで	金融機関が当該貸付金の全部又は一部を回収できないことにより損失を受けたときは、 6,420,000千円及び利息相当額を限度として補償する。
公共用地先行取得(財政局所管分) (平成13年第27号議決)	平成14年度 から 平成23年度 まで	1,680,000 外に利息等相当額	平成24年度 から 平成33年度 まで	685,678 外に利息等相当額

第 4 表 地方債

起 債 の 目 的	限 度 額 千円	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
社会福祉施設整備費	176,000	普通貸借又は 証券発行	年5.0%以内 (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 政府資金及び 地方公共団体 金融機構資金 について、利 率の見直しを 行った後にお いては、当該 見直し後の利 率)	起債年度より据置期間をふ くめ、40年度間以内に毎年 元利もしくは元金均等の方 法により、又は満期日に元 金を一括して償還する。た だし、財政の都合により据 置期間及び償還期限を短縮 し、もしくは繰上償還又は 借換えすることができる。 政府資金を借り入れる場合 は、その融資条件による。
老人福祉施設整備費	1,209,000			
生活保護施設整備費	102,000			
公衆衛生施設整備費	51,000			
霊園斎場整備費	5,682,000			
保健所整備費	28,000			
子ども青少年施設整備費	245,000			
廃棄物処理施設整備費	100,000			
区役所整備費	75,000			
地域振興施設整備費	264,000			
公共土木事業費	21,465,000			
公園緑地整備費	5,314,000			
住宅建設費	3,171,000			
消防施設整備費	541,000			
義務教育施設整備費	2,017,000			
生涯学習施設整備費	670,000			
高速道路建設資金貸付金	3,060,000			
高速道路事業出資金	2,466,000			
市立大学施設整備補助金	70,000			
高速度鉄道事業補助金	168,000			
高速度鉄道事業出資金	6,771,000			
臨時財政対策債	40,000,000			
計	93,645,000			

特 別 会 計

平成 23 年度名古屋市国民健康保険特別会計予算

平成 23 年度名古屋市国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 211,510,647 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

（債務負担行為）

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表債務負担行為」による。

平成 23 年 3 月 24 日提出

名古屋市長 河 村 た か し

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額 千円
1 国民健康保険収入		186,634,731
	1 保 険 料	57,718,688
	2 手 数 料	1
	3 国 庫 支 出 金	46,812,766
	4 療 養 給 付 費 交 付 金	8,181,925
	5 前 期 高 齢 者 交 付 金	42,142,813
	6 県 支 出 金	9,880,124
	7 共 同 事 業 交 付 金	21,587,187
	8 諸 収 入	311,227
2 繰 入 金		24,875,915
	1 他 会 計 繰 入 金	24,875,915
3 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
歳 入 合 計		211,510,647

歳 出

款	項	金 額 千円
1 国民健康保険費		211,490,647
	1 事 業 費	210,591,589
	2 他 会 計 繰 出 金	899,058
2 予 備 費		20,000
	1 予 備 費	20,000
歳 出 合 計		211,510,647

第 2 表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額 千円
国民健康保険システムの改修	平成24年度 から 平成25年度 まで	109,000

平成 23 年度名古屋市後期高齢者医療特別会計予算

平成 23 年度名古屋市後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 40,520,036 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

（債務負担行為）

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表債務負担行為」による。

平成 23 年 3 月 24 日提出

名古屋市長 河 村 た か し

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額 千円
1 後期高齢者医療収入		20,539,976
	1 保険料	19,910,308
	2 手数料	1
	3 諸収入	629,667
2 繰入金		19,980,059
	1 他会計繰入金	19,980,059
3 繰越金		1
	1 繰越金	1
歳 入 合 計		40,520,036

歳 出

款	項	金 額 千円
1 後期高齢者医療費		40,500,036
	1 事業費	40,500,036
2 予備費		20,000
	1 予備費	20,000
歳 出 合 計		40,520,036

第 2 表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額 千円
後期高齢者医療システムの改修	平成24年度	3,000

平成 23 年度名古屋市介護保険特別会計予算

平成 23 年度名古屋市介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 133,009,273 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表債務負担行為」による。

平成 23 年 3 月 24 日提出

名古屋市長 河 村 た か し

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額 千円
1 介 護 保 険 収 入		109,537,854
	1 保 険 料	24,660,554
	2 手 数 料	1
	3 国 庫 支 出 金	27,942,227
	4 支 払 基 金 交 付 金	38,031,083
	5 県 支 出 金	18,895,142
	6 諸 収 入	8,847
2 繰 入 金		23,346,133
	1 他 会 計 繰 入 金	23,346,133
3 繰 越 金		125,286
	1 繰 越 金	125,286
歳 入 合 計		133,009,273

歳 出

款	項	金 額 千円
1 介 護 保 険 費		132,989,273
	1 事 業 費	132,863,987
	2 他 会 計 繰 出 金	125,286
2 予 備 費		20,000
	1 予 備 費	20,000
歳 出 合 計		133,009,273

第 2 表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額 千円
介護保険システムの改修	平成24年度	3, 000
要介護認定調査の委託	平成24年度 から 平成28年度 まで	495, 000

平成 23 年度名古屋市母子寡婦福祉資金
貸 付 金 特 別 会 計 予 算

平成 23 年度名古屋市母子寡婦福祉資金貸付金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1,404,864 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表地方債」による。

平成 23 年 3 月 24 日提出

名古屋市長 河 村 た か し

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額 千円
1 母子寡婦福祉資金収入		503,864
	1 事業収入	503,864
2 繰入金		242,000
	1 他会計繰入金	242,000
3 繰越金		175,000
	1 繰越金	175,000
4 市債		484,000
	1 市債	484,000
歳入合計		1,404,864

歳 出

款	項	金 額 千円
1 母子寡婦福祉資金貸付金		1,404,864
	1 事業費	1,404,864
歳出合計		1,404,864

第 2 表 地方債

起債の目的	限度額 千円	起債の方法	利率	償還の方法
母子寡婦福祉資金貸付金	484,000	普通貸借	無利子	母子及び寡婦福祉法に定めるところにより償還する。

平成 23 年度名古屋市農業共済事業特別会計予算

平成 23 年度名古屋市農業共済事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 93,285 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

平成 23 年 3 月 24 日提出

名古屋市長 河 村 た か し

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額 千円
1 農 業 共 済 収 入		51,767
	1 掛 金	7,728
	2 保 険 金	12,094
	3 繰 越 金	30,463
	4 諸 収 入	1,482
2 繰 入 金		41,518
	1 他 会 計 繰 入 金	41,518
歳 入 合 計		93,285

歳 出

款	項	金 額 千円
1 農 業 共 済 費		64,932
	1 共 済 費	21,017
	2 管 理 費	43,915
2 予 備 費		28,353
	1 予 備 費	28,353
歳 出 合 計		93,285

平成 23 年度名古屋市市場及びと畜場特別会計予算

平成 23 年度名古屋市市場及びと畜場特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 8,299,736 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

（債務負担行為）

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表債務負担行為」による。

（地方債）

第 3 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表地方債」による。

（歳出予算の流用）

第 4 条 歳出予算の各項に計上した給料、職員手当等及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合は、地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定によりこれらの各項の経費の金額を同一款内の各項の間で流用することができることと定める。

平成 23 年 3 月 24 日提出

名古屋市長 河 村 た か し

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額 千円
1 卸 売 市 場 収 入		4,971,023
	1 使 用 料 及 び 手 数 料	2,671,973
	2 県 支 出 金	86,301
	3 財 産 収 入	72
	4 繰 入 金	814,315
	5 繰 越 金	1
	6 諸 収 入	353,361
	7 市 債	1,045,000
2 食 肉 流 通 施 設 収 入		3,328,713
	1 使 用 料 及 び 手 数 料	473,873
	2 繰 入 金	1,943,702
	3 繰 越 金	1
	4 諸 収 入	871,137
	5 市 債	40,000
歳 入 合 計		8,299,736

歳 出

款	項	金 額 千円
1 卸 売 市 場 費		4,971,023
	1 事 業 費	2,139,143
	2 整 備 費	1,179,479
	3 他 会 計 繰 出 金	1,652,301
	4 予 備 費	100
2 食 肉 流 通 施 設 費		3,328,713
	1 市 場 費	1,832,998
	2 と 畜 場 費	932,179
	3 他 会 計 繰 出 金	563,436
	4 予 備 費	100
歳 出 合 計		8,299,736

第 2 表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額 千円
本場塩干棟仲卸売場棟の改築	平成24年度	426,000

(変 更 分)

事 項	変 更 前		変 更 後	
	期 間	限 度 額 千円	期 間	限 度 額 千円
食肉安定集荷事業に係る名古屋食肉市場株式会社の民間借入金に対する損失補償 (平成22年第8号議決)	平成22年度 から 平成25年度 まで	金融機関が当該貸付金の全部又は一部を回収できないことにより損失を受けたときは、2,800,000千円及び利息相当額を限度として補償する。	平成23年度 から 平成26年度 まで	変更前に同じ

第 3 表 地方債

起 債 の 目 的	限 度 額 千円	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
中央卸売市場整備費 食肉流通施設整備費	1,045,000 40,000	普通貸借又は 証券発行	年5.0%以内 (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 政府資金及び 地方公共団体 金融機構資金 について、利 率の見直しを 行った後にお いては、当該 見直し後の利 率)	起債年度より据置期間をふ くめ、40年度間以内に毎年 元利もしくは元金均等の方 法により、又は満期日に元 金を一括して償還する。た だし、財政の都合により据 置期間及び償還期限を短縮 し、もしくは繰上償還又は 借換えすることができる。 政府資金を借り入れる場合 は、その融資条件による。
計	1,085,000			

平成 23 年度名古屋市土地区画整理組合
貸 付 金 特 別 会 計 予 算

平成 23 年度名古屋市土地区画整理組合貸付金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 155,000 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表地方債」による。

平成 23 年 3 月 24 日提出

名古屋市長 河 村 た か し

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額 千円
1 事 業 収 入		50,000
	1 貸 付 金 収 入	50,000
2 繰 入 金		40,000
	1 他 会 計 繰 入 金	40,000
3 市 債		65,000
	1 市 債	65,000
歳 入 合 計		155,000

歳 出

款	項	金 額 千円
1 土地区画整理組合貸付金		155,000
	1 事 業 費	130,000
	2 他 会 計 繰 出 金	25,000
歳 出 合 計		155,000

第 2 表 地方債

起 債 の 目 的	限 度 額 千円	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
土地区画整理組合貸付金	65,000	普 通 貸 借	無 利 子	起債年度より据置期間をふくめ、8年度間以内に毎年元金均等の方法によって償還する。

平成 23 年度名古屋市市街地再開発事業特別会計予算

平成 23 年度名古屋市市街地再開発事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1,009,076 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表地方債」による。

平成 23 年 3 月 24 日提出

名古屋市長 河 村 た か し

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額 千円
1 市街地再開発事業収入		307,264
	1 国庫支出金	117,646
	2 諸収入	189,618
2 繰入金		442,812
	1 他会計繰入金	442,812
3 市債		259,000
	1 市債	259,000
歳 入 合 計		1,009,076

歳 出

款	項	金 額 千円
1 市街地再開発事業費		1,009,076
	1 事業費	536,972
	2 他会計繰出金	472,104
歳 出 合 計		1,009,076

第 2 表 地方債

起 債 の 目 的	限 度 額 千円	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
市街地再開発事業費	259,000	普通貸借又は 証券発行	年5.0%以内 (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 政府資金及び 地方公共団体 金融機構資金 について、利 率の見直しを 行った後にお いては、当該 見直し後の利 率)	起債年度より据置期間をふ くめ、40年度間以内に毎年 元利もしくは元金均等の方 法により、又は満期日に元 金を一括して償還する。た だし、財政の都合により据 置期間及び償還期限を短縮 し、もしくは繰上償還又は 借換えすることができる。 政府資金を借り入れる場合 は、その融資条件による。

平成 23 年度名古屋市墓地公園整備事業特別会計予算

平成 23 年度名古屋市墓地公園整備事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 961,640 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

（債務負担行為）

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表債務負担行為」による。

（地方債）

第 3 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表地方債」による。

平成 23 年 3 月 24 日提出

名古屋市長 河 村 た か し

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額 千円
1 墓 地 整 備 事 業 収 入		717,084
	1 使 用 料	468,861
	2 他 会 計 繰 入 金	248,223
2 公 園 整 備 事 業 収 入		244,556
	1 他 会 計 繰 入 金	214,556
	2 市 債	30,000
歳 入 合 計		961,640

歳 出

款	項	金 額 千円
1 墓 地 整 備 事 業 費		717,084
	1 事 業 費	120,452
	2 他 会 計 繰 出 金	596,632
2 公 園 整 備 事 業 費		244,556
	1 事 業 費	117,001
	2 他 会 計 繰 出 金	127,555
歳 出 合 計		961,640

第 2 表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額 千円
墓地公園用地の取得	平成24年度 から 平成33年度 まで	47,000 外に利息等相当額

(変 更 分)

事 項	変 更 前		変 更 後	
	期 間	限 度 額 千円	期 間	限 度 額 千円
墓地公園用地の取得 (平成13年第38号議決)	平成14年度 から 平成23年度 まで	1,100,000 外に利息等相当額	平成24年度 から 平成33年度 まで	599,514 外に利息等相当額

第 3 表 地方債

起 債 の 目 的	限 度 額 千円	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
公園整備事業費	30,000	普通貸借又は 証券発行	年5.0%以内 (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 政府資金及び 地方公共団体 金融機構資金 について、利 率の見直しを 行った後にお いては、当該 見直し後の利 率)	起債年度より据置期間をふ くめ、40年度間以内に毎年 元利もしくは元金均等の方 法により、又は満期日に元 金を一括して償還する。た だし、財政の都合により据 置期間及び償還期限を短縮 し、もしくは繰上償還又は 借換えすることができる。 政府資金を借り入れる場合 は、その融資条件による。

平成 23 年度名古屋市基金特別会計予算

平成 23 年度名古屋市基金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 105,632,622 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

平成 23 年 3 月 24 日提出

名古屋市長 河 村 た か し

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額 千円
1 教 育 基 金 収 入		13,312
	1 基 金 収 入	1,551
	2 繰 入 金	10,000
	3 基 金 積 戻 金	1,760
	4 繰 越 金	1
2 住 宅 敷 金 積 立 基 金 収 入		661,304
	1 基 金 収 入	24,371
	2 繰 入 金	316,688
	3 基 金 積 戻 金	320,244
	4 繰 越 金	1
3 名 古 屋 城 整 備 積 立 基 金 収 入		5,186
	1 基 金 収 入	185
	2 繰 入 金	5,000
	3 繰 越 金	1
4 名 古 屋 城 本 丸 御 殿 積 立 基 金 収 入		623,801
	1 基 金 収 入	24,467
	2 繰 入 金	200,000
	3 基 金 積 戻 金	399,333
	4 繰 越 金	1
5 文 化 振 興 事 業 積 立 基 金 収 入		56,805
	1 基 金 収 入	7,098
	2 繰 入 金	3,000
	3 基 金 積 戻 金	46,706
	4 繰 越 金	1
6 国 際 交 流 事 業 積 立 基 金 収 入		14,533

款	項	金 額 千円
	1 基 金 収 入	12,532
	2 繰 入 金	2,000
	3 繰 越 金	1
7 大規模施設整備積立 基金 収入 入		230,580
	1 基 金 収 入	12,962
	2 繰 入 金	217,617
	3 繰 越 金	1
8 高速度鉄道建設積立 基金 収入 入		244
	1 基 金 収 入	243
	2 繰 越 金	1
9 環境保全基金収入		254,578
	1 基 金 収 入	4,491
	2 基 金 積 戻 金	250,086
	3 繰 越 金	1
10 中区役所等管理基金収入		61,294
	1 基 金 収 入	7,750
	2 基 金 積 戻 金	53,543
	3 繰 越 金	1
11 介護給付費準備基金収入		3,062,090
	1 基 金 収 入	29,878
	2 繰 入 金	125,286
	3 基 金 積 戻 金	2,906,925
	4 繰 越 金	1
12 介護従事者処遇改善 臨時特例基金収入		439,010
	1 基 金 収 入	2,584
	2 基 金 積 戻 金	436,425
	3 繰 越 金	1

款	項	金 額 千円
13 公 債 償 還 基 金 収 入		97,094,014
	1 基 金 収 入	1,443,329
	2 繰 入 金	54,516,812
	3 基 金 積 戻 金	41,133,872
	4 繰 越 金	1
14 財 政 調 整 基 金 収 入		3,115,871
	1 基 金 収 入	64,870
	2 繰 入 金	2,995,000
	3 基 金 積 戻 金	56,000
	4 繰 越 金	1
歳 入	合 計	105,632,622

歳 出

款	項	金 額 千円
1 教 育 基 金		13,312
	1 他 会 計 繰 出 金	3,312
	2 積 立 金	10,000
2 住 宅 敷 金 積 立 基 金		661,304
	1 他 会 計 繰 出 金	344,616
	2 積 立 金	316,688
3 名 古 屋 城 整 備 積 立 基 金		5,186
	1 積 立 金	5,186
4 名 古 屋 城 本 丸 御 殿 積 立 基 金		623,801
	1 他 会 計 繰 出 金	399,333
	2 積 立 金	224,468
5 文 化 振 興 事 業 積 立 基 金		56,805
	1 他 会 計 繰 出 金	53,805
	2 積 立 金	3,000
6 国 際 交 流 事 業 積 立 基 金		14,533
	1 他 会 計 繰 出 金	12,533
	2 積 立 金	2,000
7 大 規 模 施 設 整 備 積 立 基 金		230,580
	1 積 立 金	230,580
8 高 速 度 鉄 道 建 設 積 立 基 金		244
	1 積 立 金	244
9 環 境 保 全 基 金		254,578
	1 他 会 計 繰 出 金	253,434
	2 積 立 金	1,144
10 中 区 役 所 等 管 理 基 金		61,294
	1 他 会 計 繰 出 金	61,294

款	項	金 額 千円
11 介護給付費準備基金		3,062,090
	1 他会計繰出金	2,906,925
	2 積立金	155,165
12 介護従事者処遇改善 臨時特例基金		439,010
	1 他会計繰出金	436,425
	2 積立金	2,585
13 公債償還基金		97,094,014
	1 他会計繰出金	41,133,872
	2 積立金	55,960,142
14 財政調整基金		3,115,871
	1 他会計繰出金	56,000
	2 積立金	3,059,871
歳 出	合 計	105,632,622

平成 23 年度名古屋市用地先行取得特別会計予算

平成 23 年度名古屋市用地先行取得特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 15,589,887 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

（繰越明許費）

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 213 条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 2 表繰越明許費」による。

（地方債）

第 3 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表地方債」による。

平成 23 年 3 月 24 日提出

名古屋市長 河 村 た か し

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額 千円
1 公共用地先行取得資金収入		11,596,717
	1 繰 入 金	5,013,281
	2 振 替 収 入	3,965,436
	3 市 債	2,618,000
2 都市開発用地取得資金収入		3,993,169
	1 繰 入 金	1,793,492
	2 振 替 収 入	1,473,677
	3 市 債	726,000
3 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
歳 入 合 計		15,589,887

歳 出

款	項	金 額 千円
1 公共用地先行取得費		11,596,518
	1 取 得 費	2,618,637
	2 他 会 計 繰 出 金	8,977,881
2 都市開発用地取得費		3,993,169
	1 取 得 費	732,000
	2 他 会 計 繰 出 金	3,261,169
3 予 備 費		200
	1 予 備 費	200
歳 出 合 計		15,589,887

第 2 表 繰越明許費

款	項	事業名	金額 千円
1 公共用地先行取得費	1 取得費	公共用地の先行取得	300,000

第 3 表 地方債

起債の目的	限度額 千円	起債の方法	利率	償還の方法
公共用地先行取得費 都市開発用地取得費	2,618,000 726,000	普通貸借又は 証券発行	年5.0%以内	起債年度より据置期間をふくめ、10年度間以内に毎年元利もしくは元金均等の方法により、又は満期日に元金を一括して償還する。ただし、財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は借換えすることができる。政府資金を借り入れる場合は、その融資条件による。
計	3,344,000			

平成 23 年度名古屋市公債特別会計予算

平成 23 年度名古屋市公債特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 557, 146, 232 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表地方債」による。

平成 23 年 3 月 24 日提出

名古屋市長 河 村 た か し

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額 千円
1 公 債		236,820,000
	1 公 債	236,820,000
2 繰 入 金		320,266,230
	1 他 会 計 繰 入 金	320,266,230
3 繰 越 金		60,000
	1 繰 越 金	60,000
4 諸 収 入		2
	1 雑 入	2
歳 入 合 計		557,146,232

歳 出

款	項	金 額 千円
1 繰 出 金		170,710,000
	1 起 債 額 繰 出	170,710,000
2 公 債 費		386,436,232
	1 公 債 償 還 金	331,510,234
	2 公 債 事 務 費	1,087,638
	3 他 会 計 繰 出 金	53,838,360
歳 出 合 計		557,146,232

第 2 表 地方債

起 債 の 目 的	限 度 額 千円	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
借換債	66,110,000	普通貸借又は 証券発行	年5.0%以内	起債年度より据置期間をふくめ、30年度間以内に毎年元利もしくは元金均等の方法により、又は満期日に元金を一括して償還する。ただし、財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は借換えすることができる。

公 営 企 業 会 計

平成 23 年度名古屋市病院事業会計予算

(総則)

第 1 条 平成 23 年度名古屋市病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 経 営 計 画

	年間入院患者数	年間外来患者数
東部医療センター	180,438 人 (1 日 493 人)	277,916 人 (1 日 1,139 人)
西部医療センター	117,486 人 (1 日 321 人)	232,288 人 (1 日 952 人)
緑 市 民 病 院	60,024 人 (1 日 164 人)	150,304 人 (1 日 616 人)
計	357,948 人 (1 日 978 人)	660,508 人 (1 日 2,707 人)

(2) 主要な建設改良事業 東部医療センターの救急・外来棟改築の設計

(収益的收入及び支出)

第 3 条 収益的收入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		千円
第 1 款	東部医療センター収益	13,660,634
第 1 項	医 業 収 益	11,996,218
第 2 項	医 業 外 収 益	1,379,211
第 3 項	特 別 利 益	285,205
第 2 款	西部医療センター収益	10,148,389
第 1 項	医 業 収 益	8,477,677
第 2 項	医 業 外 収 益	1,415,712
第 3 項	特 別 利 益	255,000
第 3 款	緑 市 民 病 院 収 益	4,173,870
第 1 項	医 業 収 益	3,143,748

		千円
第 2 項	医 業 外 収 益	393, 122
第 3 項	特 別 利 益	637, 000
収 入	合 計	27, 982, 893

支 出

		千円
第 1 款	東 部 医 療 セ ン タ ー 費	14, 096, 805
第 1 項	医 業 費 用	13, 912, 786
第 2 項	医 業 外 費 用	182, 019
第 3 項	特 別 損 失	2, 000
第 2 款	西 部 医 療 セ ン タ ー 費	11, 880, 648
第 1 項	医 業 費 用	11, 352, 482
第 2 項	医 業 外 費 用	527, 166
第 3 項	特 別 損 失	1, 000
第 3 款	緑 市 民 病 院 費	3, 953, 685
第 1 項	医 業 費 用	3, 877, 572
第 2 項	医 業 外 費 用	75, 113
第 3 項	特 別 損 失	1, 000
第 4 款	予 備 費	1, 000
第 1 項	予 備 費	1, 000
支 出	合 計	29, 932, 138

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 1, 470, 902 千円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額等で補てんするものとする。）。

収 入

		千円
第 1 款	東 部 医 療 セ ン タ ー 資 本 収 入	1, 048, 121
第 1 項	企 業 債	413, 000
第 2 項	一 般 会 計 補 助 金	635, 121

		千円
第 2 款	西部医療センター資本収入	131, 095
第 1 項	一般会計補助金	131, 095
第 3 款	緑市民病院資本収入	361, 290
第 1 項	企業債	200, 000
第 2 項	一般会計補助金	161, 290
収 入 合 計		1, 540, 506

支 出

		千円
第 1 款	東部医療センター資本支出	1, 867, 305
第 1 項	建設改良費	395, 029
第 2 項	企業債償還金	1, 472, 276
第 2 款	西部医療センター資本支出	515, 351
第 1 項	建設改良費	33, 434
第 2 項	企業債償還金	481, 917
第 3 款	緑市民病院資本支出	628, 752
第 1 項	建設改良費	334, 942
第 2 項	企業債償還金	293, 810
支 出 合 計		3, 011, 408

(企業債)

第 5 条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的 病院事業整備費にあてるため及び金利負担の軽減を図るため

限 度 額 613,000 千円

病 院 事 業 整 備 費 356,000 千円

病院事業高金利対策借換債 257,000 千円

起債の方法 普通貸借又は証券発行

利 率 年 5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)

償還の方法 起債年度より据置期間をふくめ、40 年度間以内に毎年元利もしくは元

金均等の方法により、又は満期日に元金を一括して償還する。ただし、財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は借換えすることができる。政府資金を借り入れる場合は、その融資条件による。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、5,000,000千円と定める。

(他会計からの負担金)

第7条 救急医療経費、保健衛生行政経費及び子ども手当にあてるため、一般会計からこの会計へ負担する金額は、650,239千円、37,065千円及び72,549千円である。

(他会計からの補助金)

第8条 経営費及び整備費にあてるため、一般会計からこの会計が補助を受ける金額は、2,684,265千円及び927,506千円である。

2 病院事業特例債の元金償還にあてるため、一般会計からこの会計が補助を受ける金額は、673,205千円である。

3 不良債務解消にあてるため、一般会計からこの会計が補助を受ける金額は、500,000千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、3,100,000千円と定める。

(重要な資産の取得)

第10条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

種 類		名 称	数 量
取得する資産	医療機械器具	磁気共鳴断層診断装置	2 台

平成 23 年 3 月 24 日提出

名古屋市長 河 村 た か し

平成23年度名古屋市水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成23年度名古屋市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 経営計画 給水量 年間 292,800,000 立方メートル
(1日 800,000 立方メートル)
給水戸数 1,233,000 戸
- (2) 主要な建設改良事業 第3次水道基幹施設整備及び第3次配水管網整備

(収益的收入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		千円
第 1 款	水 道 事 業 収 益	51,721,835
第 1 項	営 業 収 益	50,936,873
第 2 項	営 業 外 収 益	478,462
第 3 項	特 別 利 益	306,500

		支 出	千円
第 1 款	水 道 経 営 費		51,233,835
第 1 項	営 業 費 用		43,577,122
第 2 項	営 業 外 費 用		7,566,713
第 3 項	特 別 損 失		80,000
第 4 項	予 備 費		10,000

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額20,165,207千円は、当年度分損益勘定留保資金等で補てんするものとする。）。

収 入		千円
第1款	資本的収入	7,276,161
第1項	企業債	5,000,000
第2項	出資金	264,000
第3項	国庫補助金	50,349
第4項	他会計貸付金返還金	190,482
第5項	基金収入	128,190
第6項	基金繰入金	73,215
第7項	その他資本収入	1,569,925

支 出		千円
第1款	資本的支出	27,441,368
第1項	建設改良費	18,509,031
第2項	償還金	8,591,346
第3項	投資	335,554
第4項	国庫補助金返還金	5,437

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
水道施設建設	平成24年度から平成26年度まで	9,000,000千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	第3次水道基幹施設整備費にあてるため
限度額	5,000,000 千円
起債の方法	普通貸借又は証券発行
利率	年 5.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）
償還の方法	起債年度より据置期間をふくめ、40 年度間以内に毎年元利もしくは元金均等の方法により、又は満期日に元金を一括して償還する。ただし、財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は借換えすることができる。政府資金を借り入れる場合は、その融資条件による。

（一時借入金）

第7条 一時借入金の限度額は、2,800,000 千円と定める。

（他会計からの負担金）

第8条 消火栓関係経費、水道料金特例措置及び子ども手当にあてるため、一般会計からこの会計へ負担する金額は、110,221 千円、79,090 千円及び85,477 千円である。

（他会計からの出資金）

第9条 水源施設建設負担金にあてるため、一般会計からこの会計が出資を受ける金額は、264,000 千円である。

平成 23 年 3 月 24 日提出

名古屋市長 河 村 た か し

平成 23 年度名古屋市工業用水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成23年度名古屋市工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 経 営 計 画 給 水 量 年間 23,058,000 立方メートル

(1 日 63,000 立方メートル)

事業所数 108 力所

(収益的收入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

收入

千円

第 1 款 工業用水道事業収益 857,464

第 1 項	營 業 収 益	852,597
-------	---------	---------

第2項	營業外收益	4,367
-----	-------	-------

第 3 項 特 別 利 益 500

支出

千円

第 1 款 工業用水道經營費 817,464

第 1 項	營 業 費 用	746,570
-------	---------	---------

第 2 項 營 業 外 費 用 69,394

第 3 項 特 別 損 失 500

第 4 項	予	備	費	1, 000
-------	---	---	---	--------

(資本的收入及び支出)

第4条 資本的收入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的收入額が資本的支出額に対し不足する額484,569千円は、当年度分損益勘定留保資金等で補てんするものとする。）。

収 入		千円
第1款	資本的收入	265,808
第1項	出 資 金	3,308
第2項	その他資本収入	262,500

支 出		千円
第1款	資本的支出	750,377
第1項	建設改良費	503,071
第2項	償 還 金	48,727
第3項	他会計出資金返還金	8,097
第4項	他会計借入金返還金	190,482

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、100,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用

(他会計からの負担金)

第7条 子ども手当にあてるため、一般会計からこの会計へ負担する金額は、572千円である。

(他会計からの出資金)

第 8 条 水源施設建設負担金にあてるため、一般会計からこの会計が出資を受ける金額は、3,308 千円である。

平成 23 年 3 月 24 日提出

名古屋市長 河 村 た か し

平成 23 年度名古屋市下水道事業会計予算

(総則)

第 1 条 平成 23 年度名古屋市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 経営計画 処理面積 28,655 ヘクタール(15水処理センター、44ポンプ所)
処理水量 年間443,958,000 立方メートル
(1日 1,213,000 立方メートル)
水洗便所の改造 2,000 個
- (2) 主要な建設改良事業 管きよ、ポンプ所及び水処理センター整備

(収益的收入及び支出)

第 3 条 収益的收入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		千円
第 1 款	下水道事業収益	74,732,726
第 1 項	営業収益	73,659,501
第 2 項	営業外収益	771,725
第 3 項	特別利益	301,500

支 出		千円
第 1 款	下水道経営費	74,214,726
第 1 項	営業費用	60,430,201
第 2 項	営業外費用	13,724,525
第 3 項	特別損失	50,000
第 4 項	予備費	10,000

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額39,851,723千円（水洗便所改造資金貸付事業収支差額4,400千円を除く。）は、当年度分損益勘定留保資金等で補てんするものとする。）。

収 入		千円
第1款	資 本 的 収 入	45,450,660
第1項	企 業 債	32,010,000
第2項	国 庫 補 助 金	12,238,000
第3項	そ の 他 資 本 収 入	1,121,300
第4項	水洗便所改造資金貸付事業収入	81,360

支 出		千円
第1款	資 本 的 支 出	85,297,983
第1項	建 設 改 良 費	46,965,539
第2項	償 還 金	38,055,484
第3項	投 資	200,000
第4項	水洗便所改造資金貸付事業費	76,960

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
下水道建設	平成24年度から平成27年度まで	32,000,000千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	下水道事業建設費及び水洗便所改造資金貸付金にあてるため並びに金利負担の軽減を図るため
-------	--

限 度 額	32,031,000 千円	
	下 水 道 事 業 建 設 費	25,962,000 千円
	水 洗 便 所 改 造 資 金 貸 付 金	21,000 千円
	下水道事業高金利対策借換債	6,048,000 千円
起債の方法	普通貸借又は証券発行	
利 率	年 5.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	
償還の方法	起債年度より据置期間をふくめ、40 年度間以内に毎年元利もしくは元金均等の方法により、又は満期日に元金を一括して償還する。ただし、財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は借換えすることができる。政府資金を借り入れる場合は、その融資条件による。	

（一時借入金）

第 7 条 一時借入金の限度額は、3,100,000 千円と定める。

（他会計からの負担金）

第 8 条 雨水処理費、緊急雨水整備事業費、高度処理費、下水道使用料特例措置、水質規制経費、水洗便所普及事務費及び子ども手当にあてるため、一般会計からこの会計へ負担する金額は、35,481,978 千円、2,618,099 千円、45,438 千円、66,688 千円、33,000 千円、29,000 千円及び 68,458 千円である。

（他会計からの補助金）

第 9 条 水洗便所普及助成費にあてるため、一般会計からこの会計が補助を受ける金額は、5,955 千円である。

平成 23 年 3 月 24 日提出

名古屋市長 河 村 た か し

平成 23 年度名古屋市自動車運送事業会計予算

(総則)

第1条 平成23年度名古屋市自動車運送事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 経 営 計 画	最多運転車両数	1 日	902 両
	運 転 キ ロ	年間	35,904,600 キロメートル
		(1 日	98,100 キロメートル)
	乗 車 人 員	年間	117,888,600 人
		(1 日	322,100 人)

(2) 主要な建設改良事業 乗合自動車購入及び停留所施設整備

(収益的收入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

收入

千円

第 1 款	自動車運送事業収益	25,540,325
第 1 項	営 業 収 益	20,077,936
第 2 項	営 業 外 収 益	5,071,500
第 3 項	特 別 利 益	390,889

支出

千円

第 1 款	自動車運送事業費	24,222,302
第 1 項	営業費用	23,427,149
第 2 項	営業外費用	644,153
第 3 項	特別損失	141,000

千円

第 4 項 予 備 費

10,000

(資本的收入及び支出)

第 4 条 資本的收入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的收入額が資本的支出額に対し不足する額 2,845,263 千円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額等で措置するものとする。）。

収 入

千円

第 1 款	資 本 的 収 入	4,285,214
第 1 項	企 業 債	1,866,000
第 2 項	出 資 金	2,100,000
第 3 項	一 般 会 計 補 助 金	153,615
第 4 項	基 金 収 入	7,474
第 5 項	そ の 他 資 本 収 入	158,125

支 出

千円

第 1 款	資 本 的 支 出	7,130,477
第 1 項	建 設 改 良 費	2,195,275
第 2 項	企 業 債 償 還 金	4,917,728
第 3 項	投 資	7,474
第 4 項	予 備 費	10,000

(企業債)

第 5 条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	自動車運送事業整備費にあてるため
限 度 額	1,866,000千円
起債の方法	普通貸借又は証券発行
利 率	年 5.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後において

ては、当該見直し後の利率)

償還の方法 起債年度より据置期間をふくめ、40 年度間以内に毎年元利もしくは元金均等の方法により、又は満期日に元金を一括して償還する。ただし、財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は借換えすることができる。政府資金を借り入れる場合は、その融資条件による。

(一時借入金)

第 6 条 一時借入金の限度額は、15,000,000 千円と定める。

(他会計からの負担金)

第 7 条 子ども手当にあてるため、一般会計からこの会計へ負担する金額は、186,398 千円である。

(他会計からの補助金)

第 8 条 資本費にあてるため、一般会計からこの会計が補助を受ける金額は、2,446,170 千円である。

2 地域巡回路線等の維持にあてるため、一般会計からこの会計が補助を受ける金額は、1,710,000 千円である。

3 共済追加費用にあてるため、一般会計からこの会計が補助を受ける金額は、541,444 千円である。

4 公共交通移動円滑化設備の整備にあてるため、一般会計からこの会計が補助を受ける金額は、153,615 千円である。

(他会計からの出資金)

第 9 条 経営の健全化にあてるため、一般会計からこの会計が出資を受ける金額は、100,000 千円である。

2 経営の健全化にあてるため、高速度鉄道事業会計からこの会計が出資を受ける金額は、2,000,000 千円である。

平成 23 年 3 月 24 日提出

名古屋市長 河 村 た か し

平成 23 年度名古屋市高速度鉄道事業会計予算

(総則)

第 1 条 平成 23 年度名古屋市高速度鉄道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- | | | | |
|---------------|-------------|------|-------------------|
| (1) 経 営 計 画 | 最多運転車両数 | 1 日 | 674 両 (116 編成) |
| | 運 転 キ ロ | 年間 | 69,393,600 キロメートル |
| | | (1 日 | 189,600 キロメートル) |
| | 乗 車 人 員 | 年間 | 429,720,600 人 |
| | | (1 日 | 1,174,100 人) |
| (2) 主要な建設改良事業 | 車両購入及び駅施設整備 | | |

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。なお、支払利息及び企業債取扱諸費 16,627,652 千円の財源の一部にあてるため、企業債（資本費負担緩和分）4,251,000 千円を借り入れる。

収 入

千円

第 1 款	高速度鉄道事業収益	83,946,556
第 1 項	営 業 収 益	78,757,897
第 2 項	営 業 外 収 益	5,188,659

支 出

千円

第 1 款	高速度鉄道事業費	83,088,992
第 1 項	営 業 費 用	64,066,205
第 2 項	営 業 外 費 用	18,775,329

	千円
第 3 項 特 別 損 失	237,458
第 4 項 予 備 費	10,000

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額（高速度鉄道事業特例債 2,927,000 千円を除く。）が資本的支出額に対し不足する額 30,159,476 千円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額等で措置するものとする。）。

収 入		千円
第 1 款 資 本 的 収 入		36,279,629
第 1 項 企 業 債		28,037,000
第 2 項 出 資 金		6,771,000
第 3 項 一 般 会 計 補 助 金		1,032,201
第 4 項 国 庫 補 助 金		151,200
第 5 項 基 金 収 入		225,295
第 6 項 そ の 他 資 本 収 入		62,933

支 出		千円
第 1 款 資 本 的 支 出		63,512,105
第 1 項 建 設 費		11,696,405
第 2 項 企 業 債 償 還 金		49,580,405
第 3 項 出 資 金		2,000,000
第 4 項 投 資		225,295
第 5 項 予 備 費		10,000

(債務負担行為)

第 5 条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
高速度鉄道建設改良	平成 24 年度から平成 28 年度まで	20,000,000 千円

(企業債)

第 6 条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	高速度鉄道事業建設費、元金償還及び利子支払にあてるため並びに金利負担の軽減を図るため	
限 度 額	32,288,000 千円	
	高 速 度 鉄 道 事 業 建 設 費	8,893,000 千円
	高 速 度 鉄 道 事 業 資 本 費 平 準 化 債	8,094,000 千円
	高 速 度 鉄 道 事 業 特 例 債	2,927,000 千円
	高速度鉄道事業資本費負担緩和分企業債	4,251,000 千円
	高 速 度 鉄 道 事 業 高 金 利 対 策 借 換 債	8,123,000 千円
起債の方法	普通貸借又は証券発行	
利 率	年 5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	
償還の方法	起債年度より据置期間をふくめ、40 年度間以内に毎年元利もしくは元金均等の方法により、又は満期日に元金を一括して償還する。ただし、財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は借換えすることができる。政府資金を借り入れる場合は、その融資条件による。	

(一時借入金)

第 7 条 一時借入金の限度額は、29,000,000 千円と定める。

(他会計からの負担金)

第 8 条 子ども手当にあてるため、一般会計からこの会計へ負担する金額は、289,645 千円である。

(他会計からの補助金)

第9条 高速度鉄道事業特例債の元金償還及び利子支払にあてるため、一般会計からこの会計が補助を受ける金額は、3,690,786 千円及び 510,946 千円である。

2 建設費（建設費にあてた企業債の元金償還及び利子支払を含む。）にあてるため、一般会計からこの会計が補助を受ける金額は、1,380,457 千円である。

(他会計からの出資金)

第10条 建設費にあてるため、一般会計からこの会計が出資を受ける金額は、2,291,000 千円である。

2 経営の健全化にあてるため、一般会計からこの会計が出資を受ける金額は、4,480,000 千円である。

平成 23 年 3 月 24 日提出

名古屋市長 河 村 た か し

